

いばらき身障者等用駐車場利用証制度について

この制度は、公共施設やショッピングセンターなどにある身障者等用駐車場を本当に必要とする方が利用しやすい環境を整備するため、申請により利用証を交付する制度です。

利用証は茨城県が県内統一の基準で利用証を交付し、県内全域で利用することができます。

※公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」とは異なります。

◇**交付対象者** ※次のいずれかの基準に該当し、かつ歩行が困難な方
身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

区 分		等 級
視覚障害		4級以上
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能
内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	4級以上

上記以外の対象者

- ・知的障害者／療育手帳の障害の程度が「A」及び「マルA」の方
- ・精神障害者／精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
- ・高齢者／介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- ・難病患者／指定難病特定医療費受給者証、または小児慢性特定疾病医療受給証を交付された方
- ・妊産婦／母子健康手帳を交付された方で、妊娠7か月～産後6か月の方

◇申請に必要なもの

交付対象であることがわかるもの（身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など）

※代理人による申請の場合、本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265（直通）

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が引き下げられます

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。平成29年4月分からの手当額は、下記のとおりです。

各 種 手 当		平成28年度(月額)	平成29年度(月額)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,330円	42,290円
		一部支給	9,990～42,320円	9,980～42,280円
	第2子加算額	全部支給	10,000円	9,990円
		一部支給	5,000～9,990円	5,000～9,980円
	第3子以降加算額	全部支給	6,000円	5,990円
		一部支給	3,000～5,990円	3,000～5,980円
特別児童扶養手当	1級	51,500円	51,450円	
	2級	34,300円	34,270円	
障害児福祉手当		14,600円	14,580円	
特別障害者手当		26,830円	26,810円	
経過的福祉手当		14,600円	14,580円	

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265（直通）